

製造者活動促進支援事業補助金に係る Q&A

(補助事業)

Q1 どのような事業が補助事業となるのか。

A1

県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体(3事業者以上で構成する団体)が実施する、下表の取組やそのための専門家によるコンサルティング等の費用が対象となります。

補助対象事業	事業例
プロモーション・販路開拓事業	HP・SNS作成、外国向け旅行サイトへの情報掲載、多言語対応パンフレットの作成、外国人向け直販イベントの開催、展示会・商談会の開催、展示会・商談会への出展 など
人材育成事業	インバウンド対応のための語学セミナー・マナーセミナーの開催、資格取得のための講習 など
技術・技法伝承事業	技術者・職人等を養成するための技術講習、技術・技法の伝承を目的とした記録映像の作成 など
新商品開発事業	インバウンドに対応した新商品の開発、バイヤー又はユーザーを対象としたアンケート調査、新商品開発のためのデザイン委託、新商品開発に伴う特許出願 など

(採択・その他)

Q2-1 採択の基準はどうなるのか。

A2-1

提出された補助金交付申込書について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択します。
なお、審査の結果、申込金額より減額となる可能性があります。

<審査基準>

- ①期待される効果及び目標が適切に設定されているか。
- ②事業の実施方法等について、事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ③実施スケジュールが現実的か。
- ④事業を円滑に遂行するための実施体制となっているか。
- ⑤必要となる経費を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑥事業の継続性が期待できるか。 など

Q2-2 県の他の補助金について、重複の利用は認められるのか。

A2-2

県の他の補助金との重複は認められません。

Q2-3 県指定伝統的工芸品及び家具の製造団体（3事業者以上で構成する団体）とは、具体的にど

のような団体を指すのか。

A2-3

以下の団体を指します。

1. 香川県伝統的工芸品指定製造者である組合又は任意団体
（3事業者以上が加盟していること）
2. 香川県伝統的工芸品指定製造者またはその構成員を含む3事業者以上で構成する団体
3. 家具の産地組合又は製造事業者で構成する団体（3事業者以上が加盟していること）

※指定製造者には香川県伝統工芸士を含みます。